

経済産業省

平成 21・06・02 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 1 第 2 1 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 6 月 1 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 藤田 昌宏

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 1 年 6 月 1 8 日より施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

輸出貿易管理令の運用について(62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)

改正後	現行																		
<p>輸出貿易管理令の運用について</p> <p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、(2)から(4)までの規定にかかわらず、<u>原則として輸出の承認を行わない。</u> (2)～(6) (略)</p> <p>2-1-1の2 <u>北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認</u> <u>輸出令第2条第1項第1号の2に規定する北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出の承認を行わない。</u></p>	<p>輸出貿易管理令の運用について</p> <p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1) <u>輸出令別表第2の2に掲げる貨物の北朝鮮を仕向地とする輸出については、(2)から(4)までの規定にかかわらず、輸出の承認を行わない。</u> (2)～(6) (略)</p> <p>2-1-1の2 <u>輸出令別表第2の2に掲げられている貨物に関する輸出の承認</u> (1) <u>輸出令別表第2の2に掲げる貨物(別表第2の1、36、39から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする輸出については、輸出の承認を行わない。</u> (2) <u>輸出令別表第2の2に掲げる貨物の解釈</u> <u>輸出令別表第2の2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 858 2152 1406"> <thead> <tr> <th>別表第2の2の号</th> <th>貨物名</th> <th>解釈(対象となる関税率表の番号等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>牛の肉(冷凍したものに限る。)</td> <td>02.02</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)</td> <td>0304.20のうちまぐろ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用品</td> <td>1604.30</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>アルコール飲料</td> <td>22.03から22.06まで、22.08</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>製造たばこ及び製造たばこ代用品</td> <td>24.02、2403.10</td> </tr> </tbody> </table>	別表第2の2の号	貨物名	解釈(対象となる関税率表の番号等)	1	牛の肉(冷凍したものに限る。)	02.02	2	魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	0304.20のうちまぐろ	3	キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用品	1604.30	4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、22.08	5	製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.10
別表第2の2の号	貨物名	解釈(対象となる関税率表の番号等)																	
1	牛の肉(冷凍したものに限る。)	02.02																	
2	魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	0304.20のうちまぐろ																	
3	キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用品	1604.30																	
4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、22.08																	
5	製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.10																	

<u>6</u>	<u>香水類及びオーデコロン類</u>	<u>33.03</u>
<u>7</u>	<u>美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品</u>	<u>33.04</u>
<u>8</u>	<u>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）</u>	<u>4202.11、4202.91</u>
<u>9</u>	<u>ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）</u>	<u>4202.21、4202.91</u>
<u>10</u>	<u>財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）</u>	<u>4202.31、4202.91</u>
<u>11</u>	<u>衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限</u>	<u>42.03</u>

	<u>る。)</u>	
<u>1 2</u>	<u>毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品</u>	<u>4 3 . 0 3、4 3 . 0 4(製品のものに限る。)</u>
<u>1 3</u>	<u>じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物</u>	<u>5 7</u>
<u>1 4</u>	<u>鉛ガラス製のコップ類</u>	<u>7 0 1 3 . 2 1</u>
<u>1 5</u>	<u>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属(銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。)及び特定金属を張った金属並びにこれらの製品</u>	<u>7 1 . 0 1から7 1 . 1 6まで</u>
<u>1 6</u>	<u>携帯用のデジタル式自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)</u>	<u>8 4 7 1 . 3 0</u>
<u>1 7</u>	<u>マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</u>	<u>8 5 . 1 8</u>
<u>1 8</u>	<u>音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれ</u>	<u>8 5 . 1 9から8 5 . 2 2まで</u>

	<u>らの部分品及び附属品</u>	
<u>19</u>	<u>録音その他これに類する記録用の媒体(写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。)</u>	<u>85.23、85.24</u>
<u>20</u>	<u>ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ</u>	<u>8525.40</u>
<u>21</u>	<u>ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電を受信することができるものを含む。)</u>	<u>85.27(8527.90を除く。)</u>
<u>22</u>	<u>テレビジョン受像機器(カラーのものであって、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)</u> <u>並びにビデオモニター(カラーのものに限る。)</u> <u>及びビデオプロジェクター</u>	<u>8528.12のうち放送用のもの、8528.21、8528.30</u>
<u>23</u>	<u>乗用自動車</u>	<u>87.03(8703.10を除く)</u>
<u>24</u>	<u>モーターサイクル(モペットを含む。)</u> <u>及び補助原動機付きの自転車</u>	<u>87.11(サイドカー(片側に一個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えているもの)を除く。)</u>
<u>25</u>	<u>ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー</u>	<u>89.03(櫓櫂船を除く。)</u>
<u>26</u>	<u>写真機(一眼レフレックスのものに限る。)</u>	<u>9006.51</u>

27	映画用の撮影機及び映写機	90.07
28	投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	90.08
29	映写用又は投影用のスクリーン	9010.60
30	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含む。)	91.01、91.02
31	楽器並びにその部分品及び附属品	92
32	万年筆	9608.39(ペン軸の内部に保持したインクが毛細管現象によりスリットの入ったペン芯を通じてペン先に持続的に供給される構造を持ったペンに限る。)
33	美術品、収集品及びこつとう	97

4 - 2 - 2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。
ただし、別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物は輸出特例とはならない。

(1) (略)

(2) 輸出令別表第5第2号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ)・(ロ) (略)

(3) 輸出令別表第5第2号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであ

4 - 2 - 2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。
ただし、別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物は輸出特例とはならない。

(1) (略)

(2) 輸出令別表第5第2号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ)・(ロ) (略)

(3) 輸出令別表第5第2号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであ

て、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

(イ)・(ロ) (略)

(4) 輸出令別表第5第3号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

(二) 輸出令第4条第2項第2号八に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

別表第2の2の号	貨物名	解釈(対象となる関税率表の番号等)
1	牛の肉(冷凍したものに限る。)	02.02
2	魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	0304.20のうちまぐろ
3	キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用品	1604.30
4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、22.08
5	製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.10
6	香水類及びオーデオロン類	33.03
7	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。)及	33.04

て、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)・(ロ) (略)

(4) 輸出令別表第5第3号については、次により取り扱う。

(イ)～(ハ) (略)

	<u>びマニキュア用又はペ ディキュア用の調製品</u>	
<u>8</u>	<u>トランク、スーツケース、 携帯用化粧道具入れ、 エグゼクティブケース、 書類かばん、通学用かば んその他これらに類す る容器（外面が革製、コ ンポジションレザー製 又はパテントレザー製 のものに限る。）</u>	<u>4202.11、4202.91</u>
<u>9</u>	<u>ハンドバッグ（外面が革 製、コンポジションレザ ー製又はパテントレザ ー製のものに限る。）</u>	<u>4202.21、4202.91</u>
<u>10</u>	<u>財布その他のポケット 又はハンドバッグに通 常入れて携帯する製品 （外面が革製、コンポジ ションレザー製又はパ テントレザー製のもの に限る。）</u>	<u>4202.31、4202.91</u>
<u>11</u>	<u>衣類及び衣類附属品（革 製又はコンポジション レザー製のものに限 る。）</u>	<u>42.03</u>
<u>12</u>	<u>毛皮製のオーバーコー トその他の毛皮製品及 び人造毛皮製品</u>	<u>43.03、43.04（製品のものに限る。）</u>
<u>13</u>	<u>じゆうたんその他の紡 織用繊維の床用敷物</u>	<u>57</u>
<u>14</u>	<u>鉛ガラス製のコップ類</u>	<u>7013.21</u>

<u>15</u>	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品	<u>71.01から71.16まで</u>
<u>16</u>	携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	<u>8471.30</u>
<u>17</u>	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	<u>85.18</u>
<u>18</u>	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	<u>85.19から85.22まで</u>
<u>19</u>	録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）	<u>85.23、85.24</u>

<u>2 0</u>	<u>ビデオカメラレコーダ ー及びデジタルカメラ</u>	<u>8 5 2 5 . 4 0</u>
<u>2 1</u>	<u>ラジオ放送用受信機(無 線電話又は無線電信を 受信することができる ものを含む。)</u>	<u>8 5 . 2 7 (8 5 2 7 . 9 0 を 除 く 。)</u>
<u>2 2</u>	<u>テレビジョン受像機器 (カラーのものであつ て、経済産業大臣が告示 で定めるものに限る。) 並びにビデオモニター (カラーのものに限 る。)及びビデオプロジ ェクター</u>	<u>8 5 2 8 . 1 2 の うち 放 送 用 の も の 、 8 5 2 8 . 2 1 、 8 5 2 8 . 3 0</u>
<u>2 3</u>	<u>乗用自動車</u>	<u>8 7 . 0 3 (8 7 0 3 . 1 0 を 除 く)</u>
<u>2 4</u>	<u>モーターサイクル(モペ ットを含む。)及び補助 原動機付きの自転車</u>	<u>8 7 . 1 1 (サ イ ド カ ー (片 側 に 一 個 の 車 輪 を 有 し 、 ま た 、 反 対 側 に は 自 転 車 又 は モ ー タ ー サ イ ク ル に 取 り 付 け て そ れ ら の 側 面 を 走 行 さ せ る た め の 連 結 器 を 備 え て い る も の) を 除 く 。)</u>
<u>2 5</u>	<u>ヨットその他の娯楽用 又はスポーツ用の船舶 及びカヌー</u>	<u>8 9 . 0 3 (櫓 権 船 を 除 く 。)</u>
<u>2 6</u>	<u>写真機(一眼レフレック スのものに限る。)</u>	<u>9 0 0 6 . 5 1</u>
<u>2 7</u>	<u>映画用の撮影機及び映 写機</u>	<u>9 0 . 0 7</u>
<u>2 8</u>	<u>投影機、写真引伸機及び 写真縮小機(映画用のも のを除く。)</u>	<u>9 0 . 0 8</u>
<u>2 9</u>	<u>映写用又は投影用のス クリーン</u>	<u>9 0 1 0 . 6 0</u>

30	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含む。)	91.01、91.02
31	楽器並びにその部分品及び附属品	92
32	万年筆	9608.39(ペン軸の内部に保持したインクが毛細管現象によりスリットの入ったペン芯を通じてペン先に持続的に供給される構造を持ったペンに限る。)
33	美術品、収集品及びこつとう	97

(5)～(11) (略)

(12) 輸出令別表第5第12号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(通商産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物並びに同告示第3号及び第4号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

参考 (略)

(13) 輸出令別表第5第14号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物並びに同告示第1号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ホ) (略)

(14) 輸出令別表第5第15号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。ただし、同告示第2号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(5)～(11) (略)

(12) 輸出令別表第5第12号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(通商産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、それぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、同告示第3号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

参考 (略)

(13) 輸出令別表第5第14号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの並びに同告示第1号4に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは、輸出特例とはならない。

(イ)～(ホ) (略)

(14) 輸出令別表第5第15号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。ただし、同告示第2号1、2及び6に該当する貨物のうち輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

同告示第2号2に規定する「通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出する貨物」とは、ATA条約に基づき（社団法人）国際商事仲裁協会により発給された通関手帳に基づき輸出する貨物で、かつ、通関手帳の有効期間内に本邦に輸入される貨物をいう。

4 - 2 - 4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 輸出令第4条第2項第4号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、4 - 2 - 2の(4)の(二)と同じ。

4 - 3 輸出令別表第7の取扱い

北朝鮮を仕向地として輸出する貨物は輸出特例とはならない。

8 - 2 有効期間の延長申請

有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証又は輸出承認証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可又は承認を受けなければならない。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出承認証の有効期間の延長を行わない。

(注) (略)

別紙第1

輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

(1) 輸出令別表第2の31、35の2の項(2)及び38の項に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。)

(2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。)であって、サポテン科のうちサポテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全

同告示第2号2に規定する「通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出する貨物」とは、ATA条約に基づき（社団法人）国際商事仲裁協会により発給された通関手帳に基づき輸出する貨物で、かつ、通関手帳の有効期間内に本邦に輸入される貨物をいう。

4 - 2 - 4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出の特例とはならない。

(1) ~ (3) (略)

8 - 2 有効期間の延長申請

有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証又は輸出承認証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可又は承認を受けなければならない。

(注) (略)

別紙第1

輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2及び別表第2の2に掲げる貨物に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

(1) 輸出令別表第2の31、35の2の項(2)及び38の項に掲げる貨物

(2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(別表第2の2に掲げる貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。)であって、サポテン科のうちサポテン

種（人工的に繁殖されたものに限る。）ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科のうちシクラメン属全種

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

- (1) 輸出令別表第2の1、19、20、21、21の2、21の3、25、35から38まで及び44の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物（上記1に掲げるものを除く。）
- (2) 北朝鮮を仕向地とする貨物

3 （略）

科全種、そてつ科のうちそてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科のうちシクラメン属全種

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

- (1) 輸出令別表第2の1、19、20、21、21の2、21の3、25、35から38まで及び44の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物（上記1に掲げるものを除く。）
- (2) 輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって北朝鮮を仕向地とするもの

3 （略）